

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例（平成18年福岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「の第1学年から第3学年まで」を削り、同号中イを削り、ウをイとする。

第5条第1号中「午後6時」を「午後7時」に改め、同条第2号中「その他の市立小学校の休業日」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 市立小学校の休業日（土曜日を除く。） 午前8時30分から午後7時まで

第7条第2項第2号中「第4号」を「第5号」に、「延長時間帯」を「1時間延長時間帯」に改め、同項第4号中「延長時間帯」を「1時間延長時間帯」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 基本時間帯及び月曜日から金曜日までの午後5時から午後7時まで（第6号において「2時間延長時間帯」という。）の利用

第7条第2項に次の1号を加える。

(6) 基本時間帯及び2時間延長時間帯並びに土曜日の利用

第11条第2項第2号中「第3号」の次に「又は第4号」を加え、同項第3号中「第4号」を「第5号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第7条第2項第6号の利用 4,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例第4条第2号アの規定の適用については、その対象となる児童の学年を段階的に拡大することができるものとし、この場合において必要な経過措置は、規則で定める。